

所有者のいない猫* 対策支援事業

この事業は、動物愛護管理基金により皆様からいただいた寄附金を活用して実施しています。

※「所有者のいない猫」とは、餌づけなどの世話行為の有無に関わらず、特定の飼い主がおらず、飼育責任の所在が不明確な猫のこと

1. 地域で所有者のいない猫の問題について話し合みましょう。



- 飼い猫が原因になっていませんか？*
- 猫以外に問題の原因はありませんか？
- 地域のみんなで何か取り組みませんか？

* 飼い猫に起因する問題は、本事業での支援対象外になります。

2. 地域の皆さんで何かやってみようとなったら・・・

★お住まいの市町村担当課 交野市環境衛生課を通じて大阪府へ申し込んでください。

* 申請内容について府が実施可能か審査し、審査結果を市町村担当課へ通知します。



3. 大阪府動物愛護管理センターと交野市環境衛生課、地域の皆様と作戦会議

- 地域のみんなが賛同できる猫との付き合い方は？
- どんな取り組みなら無理なく続けられる？ いつから始める？
- 取り組みを地域の皆に広く知らせる方法は？
- 取り組みを続けるための責任者を誰にしますか？
- 支援期間終了後、地域の力で続けていくには？



4. 取り組みスタート

地域で決めたルールにしたがって猫対策を実施。

この事業で大阪府が支援することは、

- ①猫対策へのアドバイス、②猫対策に必要な物品の提供、③無料で手術を実施（最大20匹まで）です。

*この事業の、支援期間は取り組みスタートから3か月間です。

その後は、地域住民の皆様で、必要な費用を負担し取組を継続していただきます。

5. 支援期間終了後の報告

支援期間終了直後と半年～1年後の間にアンケートにご協力ください。

お問い合わせ先

大阪府動物愛護管理センター（アニマル ハーモニー大阪）

羽曳野市尺度53番地の4 072-958-8212（年末年始を除く）